

議案第48号

二宮町老人ホーム入所判定委員会条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しにより、二宮町老人ホーム入所判定委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町老人ホーム入所判定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置の要否を判定するため、二宮町老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 老人福祉法第11条第1項に規定する措置の要否の判定に関すること。
- (2) 同条第1号で措置された老人ホーム入所者の措置変更の要否に関すること。
- (3) その他必要とする事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町長が指名する医師
- (2) 養護老人ホーム等の施設長
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 健康福祉部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1 介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

老人ホーム入所判定委員会委員	〃	6,200円
----------------	---	--------

(議案第48号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
介護保険運営協議会委員	〃 6,200円	介護保険運営協議会委員	〃 6,200円
老人ホーム入所判定委員会委員	〃 6,200円	地域包括支援センター運営協議会委員	〃 6,200円
地域包括支援センター運営協議会委員	〃 6,200円	(略)	
(略)			